

「瑞浪市災害廃棄物処理計画」の概要について

1. 背景

東日本大震災の経験を踏まえ、国では、今後発生が予測される大規模地震や水害等の自然災害による被害の軽減、発生した災害廃棄物の適正かつ迅速な処理、さらに復旧・復興についての必要な事項を整理し、都道府県や市町村が策定する災害廃棄物処理計画に資することを目的として、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、平成 30 年 3 月改定）」（以下、「国指針」という。）を策定した。

また、岐阜県では南海トラフ地震及び岐阜県に影響のある 10 の内陸直下地震（養老－桑名－四日市断層帯地震、阿寺断層系地震（南端から北西へ）、阿寺断層系地震（北端から南東へ）、高山・大原断層帯地震（北端から南東へ）、高山・大原断層帯地震（南端から北東へ）、跡津川断層帯地震、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯地震（北端から南東へ）、長良川上流断層帯地震（北端から南へ）、長良川上流断層帯地震（南端から北へ）、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（南端から北東へ））を対象に地震被害想定調査を行い、平成 25 年 2 月に「南海トラフの巨大地震被害想定調査結果」、平成 31 年 2 月に「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」（両調査を以下、「県調査」という。）として公表し、国の指針や県調査等を反映した「岐阜県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定・平成 29 年 9 月及び令和 3 年 6 月改定）」（以下、「県計画」という。）を策定した。

本市においても、災害時に発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、国や県の計画と整合の図られた災害廃棄物処理計画をあらかじめ定めておくことが必要不可欠であることから、災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与することを目的として平成 30 年 3 月に「瑞浪市災害廃棄物処理計画」を策定し、さらに令和 3 年 6 月に岐阜県災害廃棄物処理計画が改定されたことを受け、本市の災害廃棄物処理計画を改定する。

2. 目的

災害廃棄物の処理において、地域住民の健康への配慮や環境面での安全確保は必須である。東日本大震災や熊本地震など数々の大規模災害の教訓から、災害廃棄物の処理は発災時に対策を講じるのではなく、防災上や復旧復興の観点から、平時から対策を講じておくことは極めて重要であるといえる。

大規模災害が発生すると、家庭から排出される生活ごみに加え、短期間で大量のがれき類が発生するほか、交通の遮断、中間処理施設の損傷などにより通常のルートによる収集運搬及び処分に支障をきたすことが予測できる。

本計画では、災害廃棄物の処理に関する必要な事項をあらかじめ把握し定めることで、公衆衛生や環境保全を確保しつつ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することで、被災地域の早期の復旧復興をめざすものである。

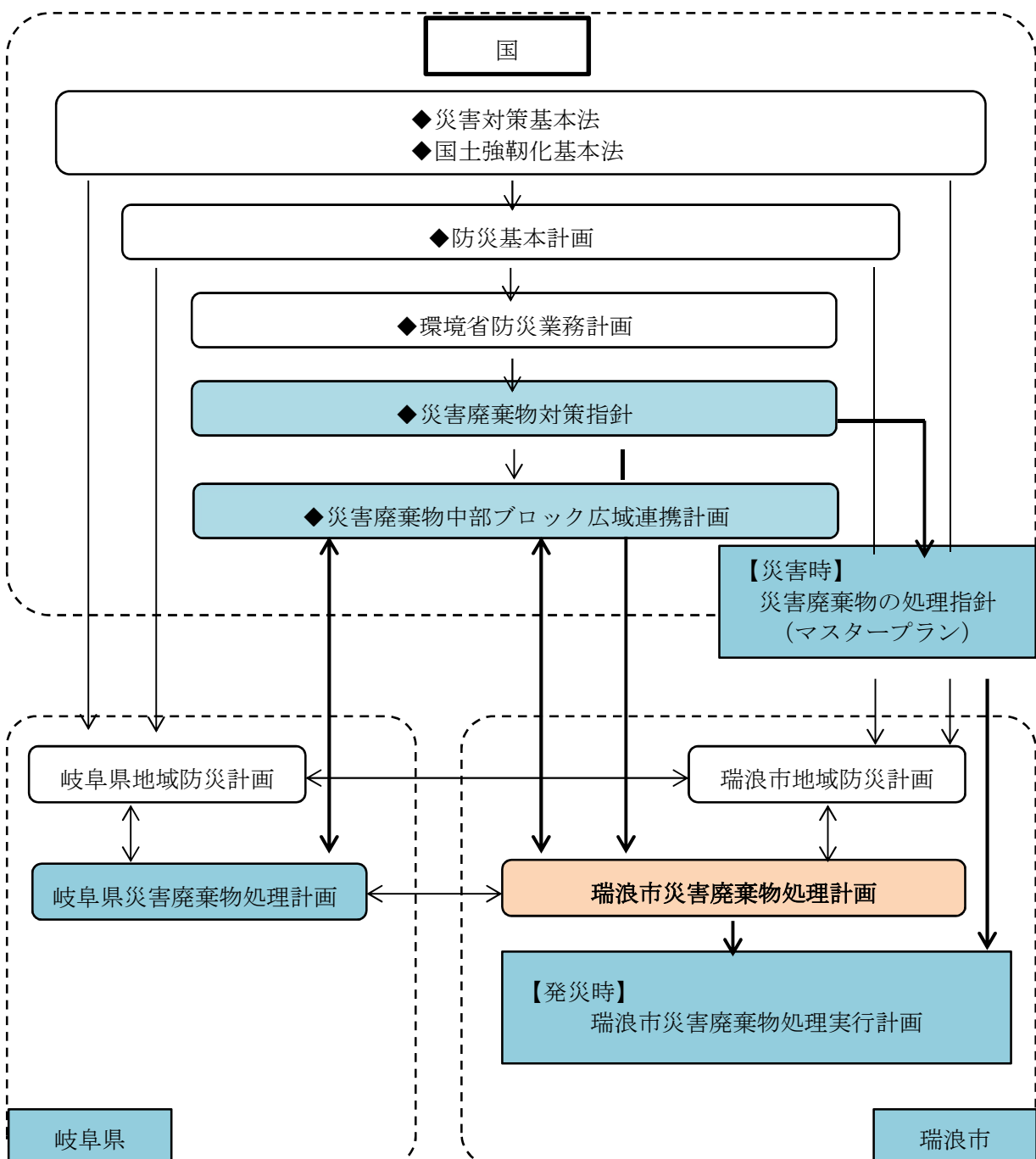
3. 基本的な考え方

本計画は、国指針及び県計画に基づき、本市が被災自治体となることを想定して事前対策や応急対策期、復旧・復興期における必要な事項を事前に整理し把握する。

4. 位置づけ

本計画は、災害対策基本法等に基づき策定された瑞浪市地域防災計画を踏まえ、県計画との整合性を図った計画として策定する。

また、発災時において国が「災害廃棄物の処理指針」を策定した場合は、その処理指針の内容及び県計画を踏まえた「瑞浪市災害廃棄物処理実行計画」を作成する。



5. 期間

計画期間は定めず、国指針や県計画等の改定に伴い、見直すこととする。

6. 記載内容

- ① 計画の背景、目的、位置づけ、
- ② 対象となる災害、廃棄物、業務内容
- ③ 組織体制、協力・支援体制
- ④ 発生量の推計
- ⑤ 仮置場の確保

7. 災害廃棄物仮置場の確保について

災害廃棄物仮置場とは、倒壊した家屋などのガレキ等が多量に発生した場合、一斉に処理施設へ持ち込むことは不可能であるため、いったん災害廃棄物を保管する場所のことである。また、仮置場において保管した災害廃棄物は、順次処理施設へ移送することとなる。

令和3年6月に改定された県計画には市町村の仮置場面積が示されており、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震（以下「屏風山等断層帯地震」という。）が新たに追加されたことで、本市の必要面積は大きく増加する（約6ha→28ha）ことになった。

このことから、仮置場について次のとおり確保することとしている。

（1）仮置場の面積

発生確率の高い南海トラフ巨大地震に対して充足率100%、屏風山等断層帯地震の充足率30%を満たす9haを目標としている。なお、充足率30%は県指導の目標ラインとなっている。

地震名称	規模	最大震度	30年確率	廃棄物量 (千トン)	仮置場必要面積(ha)	
					充足率100%	充足率30%
南海トラフ巨大地震	M9.0	6弱	70~80%	186	9.00	
屏風山等断層帯地震	M7.7	6強	0~2%	583	28.20	8.46

また、廃棄物の種類別に分別保管し、重機作業スペースも必要となるため、1箇所の面積はできるだけ広いことが望ましい。熊本地震で震度6強を観測した熊本市を除く4市2町1村の一箇所あたりの平均面積は6,600㎡であった。

（2）配置

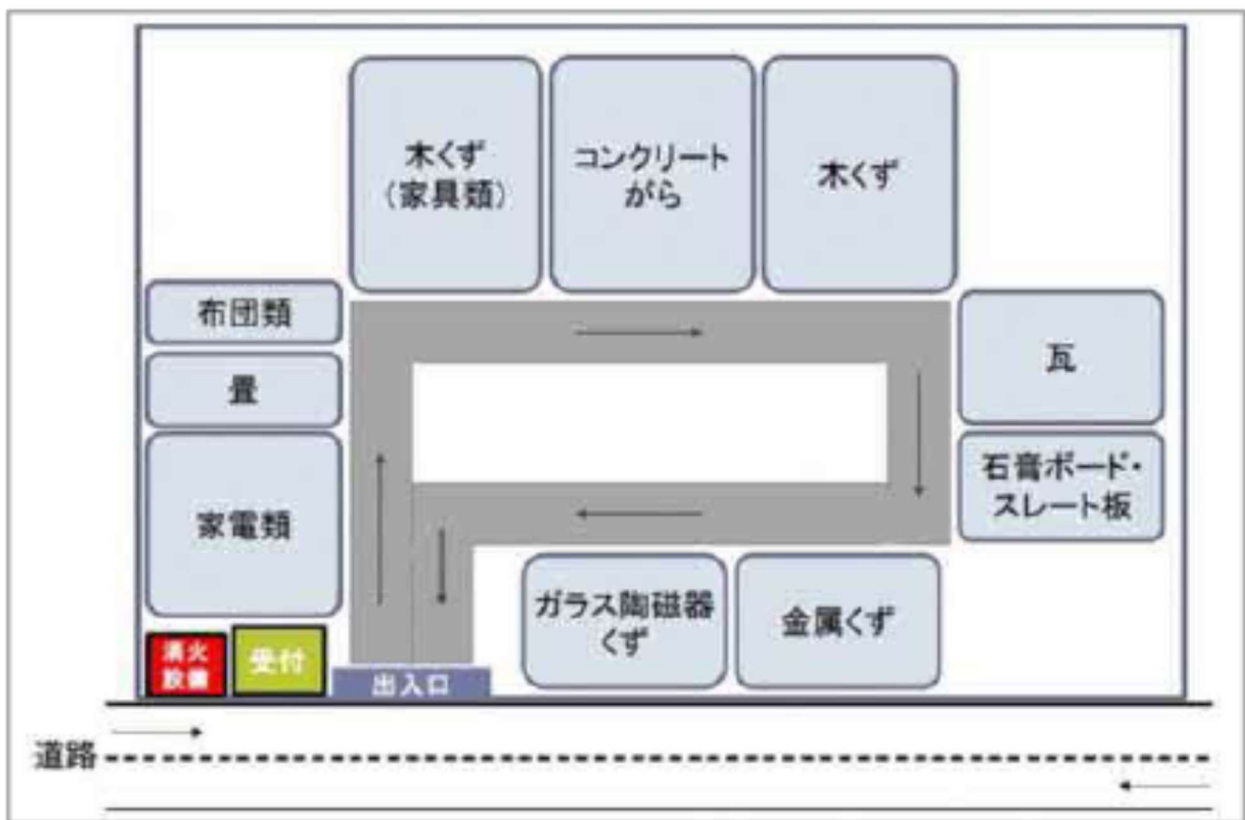
落橋や道路崩壊などのリスクを考慮し、分散配置するよう選定する。また、運搬効率の点から市内各地区に置くよう努める。

(3) 選定の優先順位

学校、病院、住宅などに近接しない場所を極力選定する。

- ① 市有地及び財産区の所有地
- ② 国・県の所有地
- ③ 民間の所有地
- ④ 圃場整備をした農地（災害時には一時転用の知事許可不要）

※ ①～③で確保できないことも想定される。また、屏風山等断層帯地震に備え更なる上積みが必要である。

■仮置場の配置例**7. 改定スケジュール**

令和3年	7～12月	災害廃棄物仮置場選定、公有地協議、民有地協定
	10月25日	第1回廃棄物減量等推進審議会開催（概要説明）
令和4年	1月	計画案作成
	2月中旬	第2回廃棄物減量等推進審議会開催（計画案審議）
	3月中旬	計画改定
	4月1日	計画施行